

京都教育大学学則

平成16年 4月 1日 制定
令和 6年 9月 30日 最終改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 京都教育大学（以下「本学」という。）は、学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な能力を得させることを目的とする。

2 本学は、学校教育を中心に、生涯教育の広い分野で地域社会に貢献できる人材を育成する。

3 本学は、広く学芸を対象として、知を生み出す基礎研究、その成果を教育に活かす応用研究、基礎研究と応用研究を教育の場につなげる実践研究等の学術研究を推進する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表するものとする。

(組織)

第4条 本学に次の学部、大学院及び専攻科を置く。

一 教育学部

二 大学院教育学研究科

三 大学院連合教職実践研究科

四 特別支援教育特別専攻科

2 大学院連合教職実践研究科は、国立大学法人京都教育大学、学校法人京都産業大学、学校法人京都女子学園、学校法人京都橘学園、学校法人光華女子学園、学校法人同志社、学校法人ノートルダム女学院、学校法人佛教教育学園、学校法人龍谷大学、京都府教育委員会及び京都市教育委員会の間で締結された協定書に基づき設置するもので、本学を基幹大学とし、京都光華女子大学、京都産業大学、京都女子大学、京都橘大学、京都ノートルダム女子大学、同志社大学、同志社女子大学、佛教大学及び龍谷大学の9大学を連合参加大学として組織する。

3 第1項第二号、第三号及び第四号に関する規則は、別に定める。

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで。 後期 10月1日から翌年の3月31日まで。

(休業日)

第7条 学年中の休業日を、次のように定める。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 二 本学の創立記念日（6月1日）
 - 三 土曜日及び日曜日
 - 四 春季休業
 - 五 夏季休業
 - 六 冬季休業
- 2 前項第四号から第六号までの期間は、年度ごとに教授会の議を経て定める。
- 3 第1項に定める休業日のほか、教授会の議を経て、臨時に休業することがある。

第2章 学 部

第1節 修業年限等

(修業年限)

第8条 教育学部の修業年限は、4年とする。

(課程)

第9条 教育学部の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	入学定員	収容定員
学校教育教員養成課程	300	1,200
計	300	1,200

第2節 教育課程及び履修方法

(専攻)

第10条 前条の各課程における教育は、次の専攻ごとに行う。

課 程	専 攻
学校教育教員養成課程	教育学専攻、幼児教育専攻、発達障害教育専攻、国語領域専攻、社会領域専攻、英語領域専攻、数学領域専攻、理科領域専攻、技術領域専攻、家庭領域専攻、美術領域専攻、音楽領域専攻、体育領域専攻

(教育課程の編成)

第11条 教育課程は、授業科目を共通教育科目及び専門教育科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
(以下「遠隔授業」という。)
- 4 教育課程に関し履修方法及び単位の計算方法については、別に定める。
(単位の授与)

第12条 授業科目を履修した学生に対して試験の上、単位を与えるものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第13条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第14条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第16条 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるとき（授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。）は、修得した単位数、その他の事項を勘案して、本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えないものとする。

(遠隔授業による修得単位)

第17条 第11条第3項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

(教育職員免許の取得資格)

第18条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、別表のとおりとする。

第3節 卒業の認定及び学位

(卒業の認定及び学位)

- 第19条** 本学の定める修業年限を満たし、課程及び専攻ごとに定める授業科目を履修し、
1 3 5 単位以上を修得した者については教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。
3 学位に関する規程は、別に定める。

第4節 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学時期)

- 第20条** 入学、編入学、転入学及び再入学は、学年の始めとする。ただし、再入学については学年の中途とすることができます。

(入学資格)

- 第21条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 四 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 九 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- 十 本学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(編入学者の入学資格)

- 第22条** 本学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、前条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 五 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- 六 本学において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(転入学)

第23条 他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、転入学を許可することがある。

(再入学)

第24条 本学を願いにより退学した者又は第35条第二号及び第五号の規定により除籍された者で、再入学を志願する者があるときは、再入学を許可することがある。

(出願)

第25条 入学、編入学、転入学及び再入学を志願する者は、本学が定める期日までに、別に定める書類を提出し、所定の検定料を添えて願い出なければならない。

(選考)

第26条 入学、編入学、転入学及び再入学の選考については、教授会が行う。

(入学手続き)

第27条 入学、編入学、転入学及び再入学の選考に合格した者は、本学が定める期日までに、別に定める書類を提出し、所定の入学料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情によって入学料の納付が困難である者については、別に定めるところにより、入学料免除願又は入学料徴収猶予願の提出をもって、入学料納付の手続きを終えた者とみなすことができる。

3 前項の規定に基づき、入学料免除願又は入学料徴収猶予願を提出した者については、入学料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(入学許可)

第28条 入学、編入学、転入学及び再入学の許可は、前条第1項の手続を行った者について、学長が行う。

(編入学者等の修業年限)

第29条 編入学、転入学及び再入学を許可された者の入学年次、既修得単位の認定並びに修業年限及び在学年限については、法令の定めるもののほか、教授会の議を経て、学長が定める。

第5節 在学、留学、休学、退学及び除籍

(在学年限)

第30条 在学年限は、8年を超えることができない。

(留学)

第31条 外国の大学又は短期大学に留学を希望する者については、教授会の議を経て、許可することがある。

2 留学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、その期間を延長することができる。

3 前項の留学期間は、休学の取り扱いをしないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は、別に定める。

(休学)

第32条 疾病又はその他の事由により、引き続き3か月以上学修することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、1年を限度とし

て、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(退学、転学)

第34条 退学又は転学しようとする者は、その事由を具して、学長の許可を受けなければならぬ。

(除籍)

第35条 学生が、次の各号の一に当たるものがあるときは、学長は教授会の議を経て、除籍する。

一 第30条に定める在学年限を超える者

二 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認めた者

三 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

四 入学料の徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに納付しない者

五 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第6節 検定料、入学料及び授業料

(授業料等)

第36条 検定料、入学料及び授業料の額及びその徴収方法については、別に定める。

2 授業料は、前期及び後期の2期に分けて徴収することとし、徴収時期は前期を4月とし、後期を10月とする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第2項の規定にかかわらず、入学を許可された者の申し出があったときは、入学手続きのときに徴収することができる。

5 特別の事情により、学年の中途で卒業する者の授業料は、当該学年の初めの月に徴収する。ただし、卒業の時期が後期の授業料徴収時期後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の授業料徴収の時期に徴収する。

6 学年の中途で退学する場合は、その期の授業料は徴収する。

7 第46条の規定により停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料は徴収する。

第37条 経済的理由によって、入学料及び授業料の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀な者、又はその他やむを得ない事情があると認められるときは、別に定めるところにより、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第38条 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申し出により当該各号に定める額を返還することができる。

一 入学を志願し検定料を納付した者が、2段階選抜による第1段階目の選抜で不合格になった場合 第2段階目の選抜に係る検定料相当額

二 入学を志願し検定料を納付した者が、出願受付後、大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願の資格がないことが判明した場合 別に定める額

- 三 入学を志願し検定料を納付した者が、出願書類を提出しなかった場合 検定料相当額
- 四 入学を志願し検定料を納付した者の出願書類が不備等により受理できなかった場合 検定料相当額
- 五 入学を志願し入学料を納付した者が、入学手続書類を提出しなかった場合 入学料相当額
- 六 前期に係る授業料納付の際、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者（以下「一括納付者」という。）が、前期末卒業を許可された場合 後期分授業料相当額
- 七 一括納付者が、9月30日までに退学を申請し許可された場合及び除籍となった場合 後期分授業料相当額
- 八 一括納付者及び前期分又は後期分を納付した者が、納付期限までに休学を申請し許可された場合 休学許可期間の授業料相当額
- 九 一括納付者及び前期分又は後期分を納付した者が、授業料免除を申請し許可された場合 授業料免除相当額
- 十 入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度前の3月31日までに入学を辞退した場合 授業料相当額
- 十一 入学を志願し入学料を納付した者が、入学料免除を申請し許可された場合 入学料免除相当額

第7節 外国人留学生

(外国人留学生)

第39条 外国人で、第21条又は第22条に規定する資格を有し、本学に入学又は編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は教授会の議を経て、外国人留学生として入学又は相當年次に編入学を許可することがある。

第40条 外国人留学生は、定員外とすることができます。

第41条 本章の規定に定めるもののほか、学生に関する規定は、外国人留学生に準用する。

第8節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学における授業科目のうち、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、学長は教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学に在学中の学生で、本学における授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の定めるところにより、選考の上、学長は教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学において、特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、選考の上、学長は教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第9節 賞罰

(表 彰)

第45条 学生として、表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

2 学生の表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第46条 学生が、本学の規程に背き又はその本分を守らなかったときは、学長は教授会の議を経て、軽重に従い懲戒を加える。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 本学の秩序を乱し、学生の本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しない。ただし、教授会の議を経て、これを修業年限に算入することができる。

5 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

第3章 学生寮

(学生寮)

第47条 学生は、希望により学生寮に入寮することができる。入寮の許可は、学長がこれを行う。

2 学生寮の管理運営に関する規程は、別に定める。

(寄宿料)

第48条 寄宿料は、入寮当月から退寮当月までの分を徴収する。

2 寄宿料の額については、別に定める。

第49条 寄宿料は所定の期日までに当月分を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、翌月以降の寄宿料について、当該年度内に徴収する寄宿料の総額の範囲内で、学生の承諾のうえ、予め徴収することができる。

3 納付方法等については、別に定める。

第50条 削 除

第51条 風水害等災害のため、寄宿料を納付することが困難な者については、別に定めるところにより、寄宿料を免除することができる。

第52条 既納の寄宿料は、返還しない。ただし、退寮の翌月以降に係る寄宿料を納付していた者については、当該寄宿料を返還する。

第4章 附属施設

(附属図書館)

第53条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(附属の教育研究施設)

第54条 本学に、次に掲げる教育研究施設を置く。

一 教職キャリア高度化センター

二 総合教育臨床センター

三 環境教育実践センター

四 情報処理センター

五 教育資料館

2 本学に、教育創生リージョナルセンター機構を置き、その下に前項第一号及び第二号のセンターを置く。

3 第1項第三号から第五号に定める教育研究施設及び前項の教育創生リージョナルセンター機構に関する規程は、別に定める。

(健康管理センター)

第55条 本学に、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関する規程は、別に定める。

(附属学校)

第56条 教育の実験、実証並びに実習の機関として、本学に附属学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校）を置く。

2 附属学校に関する規程は、別に定める。

第5章 公開講座

(公開講座)

第57条 本学に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関して必要な事項については、その都度定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づく京都教育大学に入学し、この学則施行の際、引き続き本学に在学する者の、課程、履修方法及びその他学生の教育に関し必要な事項については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した者に係る別表（第18条関係）については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した者に係る改正後の学則第9条、第10条及び別表（第18条関係）については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年7月23日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年1月21日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年11月24日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年11月19日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した者に係る別表（第18条第2項関係）については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第8号）

この学則は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第18条第2項関係） 本学で取得できる教員免許状の種類

課 程	免 許 状 の 種 類	免許教科 又は 領域
学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 外国語（英語）
	小学校教諭一種免許状	
	中学校教諭一種免許状	
	高等学校教諭一種免許状	
	特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者